

平成 28 年第 5 回高田区地域協議会 次 第

日時：平成 28 年 7 月 19 日（火）午後 6 時 30 分～
会場：高田地区公民館 第 6 研修室

1 開会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 高田駅前観光案内所の通年開設と活用について (10 分)

4 議題

(1) 地域活動支援事業の検証について (20 分)

(2) 平成 28 年度地域活動支援事業審査・採択の基本的なルールについて (20 分)

5 事務連絡

6 閉会

平成 28 年 2 月 17 日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 西山 要耕

高田駅前観光案内所の通年開設と活用について（意見書）

上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、「高田駅前観光案内所の常時開設と活用について」に関して自主的に審議した結果、下記のとおり提出いたします。

記

北陸新幹線の開業により交流圏域が拡大し、高田区では、えちごトキめき鉄道を経由しより多くの来訪者を迎えられる環境が整ってきました。

高田区地域協議会ではこれを、観光客誘致による地域経済の活性化と歴史に培われた地域資源の魅力を高め交流拡大を図る好機と捉え、これまで勉強会や地域との意見交換を行ってまいりました。

しかしながら現状では、受入環境の基本ともいべき高田駅前観光案内所の開設期間が観桜会やお盆など年 40 日程度に限られ、来訪者から不満やとまどいの声が上がっています。

市では、上越妙高駅観光案内所を中心的な情報発信基地と位置付け、高田エリアの観光案内機能を移転したとしていますが、当協議会では、高田駅前観光案内所の通年開設と活用により、通年型、着地型観光へ取り組んでいくことが喫緊の課題であると考えています。

このことから、次のとおり提案します。

1. 高田駅前観光案内所の通年開設について

城下町高田には、観桜会など集客力の高い行事のほか、歴史的、文化的に魅力のある観光資源が多く点在し、それを目的に年間を通じ多くの来訪者があります。

来訪者からは、通年の観光案内所がないことに、不満や驚きの声さえ聞こえてきており、高田を訪れる多様な旅行者に快適な旅を提供できるよう、高田駅前観光案内所の通年開設を強く求めるものです。

2. 通年開設のために行政が中心になって研究会を組織することについて

地域住民自らが、地域の魅力を再確認し、愛着をもって地域づくりに取り組むことが地域の魅力を高める第一歩です。

高田区には、既に様々な市民団体が、街中の活性化や情報発信、修景事業に取り組んでおり、そうした団体と市が協力・連携することが、より効果的なイベント運営や着地型旅行商品の開発にも繋がっていくと考えます。

そのための意見交換の場を設けるとともに、拠点として高田駅前観光案内所の協働による運営と活用を提案します。



上観第9524号
平成28年3月24日

高田区地域協議会
会長 西山要耕 様

上越市長 村山秀幸
(産業観光部 観光振興課)



高田駅前観光案内所の通年開設と活用について (回答)

平成28年2月17日付けで提出のありました意見書について、下記のとおり回答いたします。

記

北陸新幹線の開業に伴い、上越妙高駅観光案内所に高田周辺エリアの観光案内ができる体制を整え、情報検索や旅行商品・宿泊施設の仲介・斡旋などの機能を拡充したことから、高田駅前観光案内所は現在、観桜会期間や大型連休など、イベントや乗降客の多い期間に限定して開設しております。

また、高田エリア内での観光案内については、上越妙高駅観光案内所での電話対応のほか、高田駅入口へのパンフレット配置、高田公園をはじめとする12か所の公衆無線LANの設置、「上越観光Navi」による観光情報の提供等の体制も整えたところです。

しかしながら、平成28年度は国の地方創生加速化交付金を活用した、城下町高田の歴史・文化を生かした「街の再生」事業もスタートすることから、街なか回遊の動向を調査するとともに、新幹線開業後の高田駅前観光案内所の利用実態について改めて調査するため、案内所を試験的に通年開設し、その結果等を踏まえて今後の開設の是非について判断してまいりたいと考えております。

なお、地域の皆さんの主体的な活用についても、引き続き意見交換を行ってまいります。



地域活動支援事業の検証について

資料No. 2

実績報告に対する意見(検証結果)回答票

高田区地域協議会

委員氏名： _____

※事業内容について、実施団体にどのような点を改善・工夫すべきか、趣旨を整理し、簡潔に記載してください。(例「〇〇〇だから今後は□□□に工夫が必要だと思います」等)

事業名	整理番号 No. _____
検証結果として伝えるべき事項	

事業名	整理番号 No. _____
検証結果として伝えるべき事項	

平成27年度 地域活動支援事業の検証（3回目）

検証No.	事業No.	事業名	提案団体名	委員氏名 (敬称略)	検証内容 (検証結果回答票より原文をそのまま転記していますが、 一部事務局が補記している場合があります)	左の内容を提案者に通知 すべきかどうか。(いずれか を事前に○で囲む)
1	2	お馬出しプロジェクト事業	お馬出しプロジェクト	山田 昇	多彩な催し物を計画通りに完遂されましたことは、企画会議の定例化と関係者の意義変革によるものと解し、定性・定量の両面で高く評価されます。次に、事業の継続、発展の一環として次世代の小学生の参加を意欲的に取り組まれている事に感心しています。	必要 ・ 不必要

平成 28 年 4 月 22 日

お馬出しプロジェクト 様

高田区地域協議会
会 長 西山 要耕
(事務局：南部まちづくりセンター)

平成 27 年度上越市地域活動支援事業
「お馬出しプロジェクト事業」の検証結果について

日頃より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

当協議会では、平成 27 年度高田区地域活動支援事業の採択事業について、市にご提出いただいた事業結果概要書等をもとに、私たちのまちをよりよくするという視点に立って事業検証を行いました。

貴団体の実施した事業につきまして、下記のとおり検証結果をまとめましたのでお送りします。

今後も活動の一層の充実・発展につなげていただきたく、お願いいたします。

記

次世代を担う小学生との交流に意欲的に取り組むなど、多彩な催し物を計画どおりに全て実施し予想以上の成果を得られたことは、関係者の皆さんによる企画、運営の努力によるものであり、高く評価されます。

平成 28 年度 地域活動支援事業 **高田区**
 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ・審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ・委員は、全ての提案事業について審査を行う。
- ※基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。
- ※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ・事務局は事業募集終了後、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」とともに委員に送付する。
- ・委員は資料に基づき事業内容を確認し、疑問点等があれば期限内に質問した委員名を記載した「質問票」等により事務局に連絡する。
- ・委員は、「質問票」を作成する際に、質問の意図を十分に整理し、その趣旨が提案者に分かりやすいものとなるよう注意し、提案者からの問い合わせや再質問等の負担、事務効率の低下に繋がることが無いようにする。
- ・事務局は委員の疑問点等を「質問票」等により確認し、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に確認する必要があるものを取りまとめ、提案者に質問事項を送付する。
- ・事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ・委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等により連絡し、事務局は、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に再度質問事項を送付する。
- ・事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ・事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」と「審査・採点シート」を委員に送付する。
- ・委員は送付された資料（「申請概要一覧」、「事業提案書」、「提案事業に関する質問・回答」、「審査・採点シート」）の内容を踏まえて、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ・「申請概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。
- ・委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ・委員による採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。

【参考】高田区の採点方法

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・基本審査欄は、「適合する」か「適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 提案事業の得点の算出

- ・事務局は、基本審査の結果を集計し、委員の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の採点結果は集計せず、地域協議会における基本審査で「適合する」と判断された事業のみ得点を集計する。
- ・各提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の合計点により算出する。

(5) 提案事業の順位の確定

- ・優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ・提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ・この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ・事務局は、提案事業の順位確定後、委員に「提案事業順位表」を送付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ・提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“点数ボーダーライン”を設ける。
- ※“点数ボーダーライン”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ・採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターン①ならびに②により検討する。

順位	パターン①	パターン②	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業 × … 不採択事業 △ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
5	×	△	
6	×	×	
7	×	×	

- ・特に、点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ・提案事業は、審査・採点により確定した順位に基づき採択する。

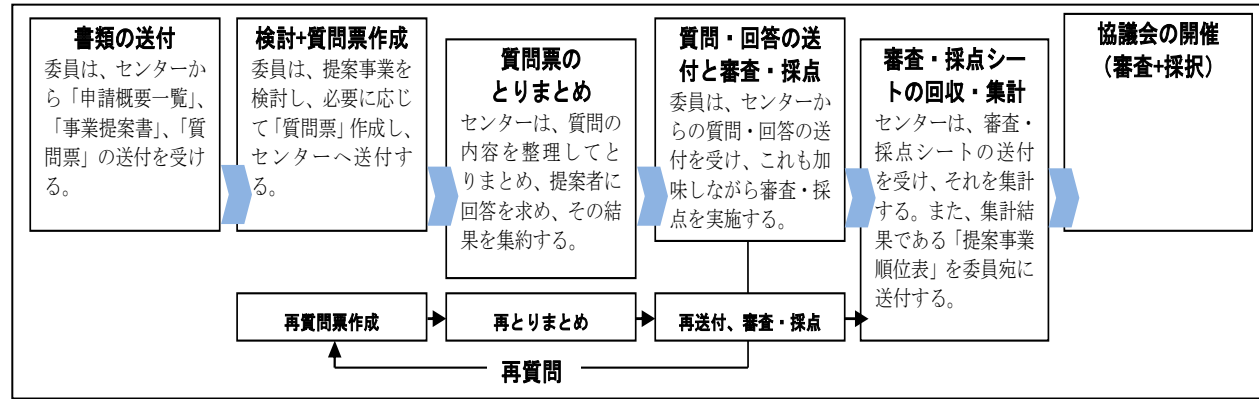
(2) 補助額の検討

- ・補助率は基本的に 10/10 とする（ただし、募集要項では減額して補助する場合がある旨を謳う。）

(3) 採択事業と補助額の決定

- ・地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局のまちづくりセンター長に報告する。
- ・事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ・事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 基本審査

※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

<p>・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)</p>	適合性
	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (採点不要)
<p>【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。</p>	
<p>※該当するものに☑する。(複数可)</p> <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	<p>※左記の「適合しない」と考える具体的な理由(簡潔に記載)</p>

3 採点内容

(1) 優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

<p>・優先採択事業に該当しているか</p>	該当○ / 非該当×
------------------------	------------

(2) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		<small>良い</small> <small>普通</small> <small>悪い</small> [] [] [] [] []		
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか 	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか 	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	[] [] [] [] []	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか 	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

当日配布資料No. 1
平成 28 年 7 月 19 日
体育課

高田公園陸上競技場改修工事に関する質疑について（回答）

1 陸上競技場の年間の維持管理費はどのくらいか。（宮崎委員）

【回答】

体育課が所管する旧上越市に設置している体育施設は、すべて「一般財団法人上越市体育協会」に指定管理として委託しています。陸上競技場も指定管理施設の一つであり、支払状況は以下のとおりです。

（支出）

<単位：千円>

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定管理料	4, 472	4, 080	3, 751

※参考

<単位：人>

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用人数	61, 171	52, 919	56, 344

2 （仮称）厚生産業会館の建設によって陸上競技場を南側に広げることができなくなったが、関係者は了解しているのか。（杉本委員）

【回答】

（仮称）厚生産業会館の基本設計にあたっては、隣接する陸上競技場への配慮事項や両施設の利便性向上方策などのほか、将来的なメインスタンドの改修への影響について、陸上競技関係者（上越市陸上競技協会）との協議を平成 25 年 1 月から平成 26 年 10 月までの間に計 4 回実施し、理解を得ながら進めてきたところです。

また、今般の陸上競技場改修についても、平成 27 年 4 月から平成 28 年 5 月までの間に計 5 回、関係者で組織する検討委員会で協議を重ねてきたところであり、その会議の中でも陸上競技場の南側に広げる趣旨の意見等は無かったことから、了解しているものと認識しています。